

(様式第3号)

年　月　日

越前市長 殿

届出者住所
届出者氏名
水道事務所の所在地

印

専用 水道 技術 業務 委託 届出 書

専用水道の管理に関する技術上の業務を委託したので、水道法第34条第1項（第24条の3第2項）の規定に基づき届出します。

記

- 1 専用水道名
- 2 水道管理業務受託者の住所
(法人または組合にあっては、主たる事務所の所在地)
- 3 水道管理業務受託者の氏名
(法人または組合にあっては、名称および代表者の氏名)
- 4 受託水道業務技術管理者の氏名および資格
- 5 委託した業務の範囲
- 6 契約期間

業務委託の届出について（法第34条第1項 第24条の3第2項）

（1）届出が必要な場合

下記に定めるとおり水道の管理に関する技術上の業務の全部または一部を委託したとき

①水道施設の全部または一部の管理に関する技術上の業務を委託する場合にあっては、技術上の観点から一体として行わなければならない業務の全部を一の者に委託するものであること

②給水装置の管理に関する技術上の業務を委託する場合にあっては、当該水道事業者の給水区域内に存する給水装置の管理に関する技術上の業務の全部を委託するものであること

（2）提出書類（様式第3号）

・専用水道技術業務委託届出書

・添付書類

委託契約書の写し

受託水道技術管理者の資格および選任を証する書類

（3）提出部数

2部

（4）提出時期

水道の管理に関する技術上の業務の全部または一部を委託したとき（事後）

※水道の管理に関する技術上の業務の一部または全部を他の水道事業者、水道用水供給事業者または当該業務を実施できるだけの経理的・技術的基礎を有する者に委託できる。

この委託した業務の範囲内においては、委託者である水道事業者等は水道法上の責務について適用除外され、水道管理業務受託者がその責務を負うこととなる。

→水道法に基づく罰則適用がなされる刑事責任についての移管を伴う点が、従来からのいわゆる手足の業務委託（私法上の委託）と異なる点

受託者からの委託制度を設けておらず、いわゆる丸投げの再委託のための制度はない。ただし、水道事業者等が手足の業務委託を行っているように、受託者が同様の業務委託を行うことは可能であるが、水道法上の責務はあくまで委託者である水道管理業務受託者にある。

（平成14年3月27日健水発第0327001号厚生労働省健康局水道課長通知）

水道技術管理者（法第19条、第25条、第31条、第34条）

水道事業者、水道用水供給事業者および専用水道設置者は、水道に管理について技術上の業務を担当させるため政令で定める資格（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格）を有する水道技術管理者を1人置かなければならない。

■ 水道技術管理者の資格（施行令第6条、施行規則第14条）

（条例第5条、6条、条例施行規則第3条、第4条）

①	水道技術管理者として必要な履修経歴	土木工学科もしくはこれに相当する課程にて		土木工学以外の工学、理学、農学、医学、薬学を専攻	法令等
		衛生工学	水道工学		
大学	2年以上【1年以上】	3年以上【1年6ヶ月以上】		4年以上【2年以上】	
(旧制大学)		2年以上【1年以上】		"	
短期大学 高等専門学校		5年以上【2年6ヶ月以上】		6年以上【3年以上】	
(旧制専門学校)		"		"	
高等学校 中等教育学校		7年以上【3年6ヶ月以上】		8年以上【4年以上】	
(旧制中等学校)		"		"	
②	10年以上【5年以上】、水道に関する技術上の実務経験を有する者				
③	<p>①・②と同等以上の技能を有すると認められる者 <small>【簡易水道または専用水道（最大給水量1000m³以下）は実務経験1/2】</small></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ①の大学の卒業者で、大学院研究科で1年以上衛生工学・水道工学を専攻後、または大学の専攻科で衛生工学もしくは水道工学に関する専攻を終了した後、1年（衛生工学・水道工学以外を専攻した者は2年）以上の実務経験を有する者 ○ 工学、理学、農学、医学、薬学以外の学科目の修了・卒業者で以下の実務経験を有する者 大学・旧制大学（5年以上）、短期大学・高等専門学校・旧制専門学校（7年以上）、高等学校・中等教育学校・旧制中等学校（9年以上） ○ 外国の学校（土木工学以外の卒業者）で①または上記と同等の課程修得・実務経験を有する者 ○ 厚生労働大臣が認定する講習の修了者 		水道法施行規則	県規則	

（注）数字は水道に関する技術上の実務経験年数 【】：簡易水道または専用水道（最大給水量1000m³以下）の場合

なお、「技術上の実務」とは、水道の技術に関するものであれば、計画、設計、施工、施設の維持管理等いずれに係るものであってもよく、他の地方公共団体または私企業における経験であってもよい。年限については通算であればよい。

（簡易水道事業等に関する特例：法第25条第1項、法第34条第2項）

消毒設備以外の浄水施設を必要とせず、かつ、自然流下のみによって給水することができる簡易水道事業及び1日最大給水量が1,000m³以下であって、消毒設備以外の浄水施設を必要とせず、かつ、自然流下のみによって給水することができる専用水道の水道技術管理者については、法第19条第3項の政令で定める資格を必要としない。

■ 条例の基準設定について

水道法の基準と同一の基準とする。（③は規則で定める。）

ただし、旧制大学・旧専門学校・旧中等学校に係る基準は規定しない。